

平成 21 年 (措) 第 24 号 排除措置命令書 (抜粋)

第 1 事実

1 (1) ア～ウ (略)

(2) ア 大山農協は、平成 2 年以降、大分県日田市 (以下「日田市」という。) 等において、「木の花ガルテン」と称する農産物直売所 (以下「木の花ガルテン」という。) を順次開設してきており、平成 21 年 9 月末日現在、日田市に 2 店舗 (大山店及びひた店)、大分県別府市に 1 店舗 (鶴見園店) 及び大分市に 3 店舗 (明野店、わさだ店及び春日浦店) 並びに福岡市に 2 店舗 (原店及び野間大池店) の合計 8 店舗 (以下「木の花ガルテン 8 店舗」という。) を運営している。木の花ガルテン 8 店舗のうち、鶴見園店、明野店、わさだ店、春日浦店及び原店については、店舗の運營業務を他の事業者へ委託している。また、大山農協は、集荷場から木の花ガルテン 8 店舗への直売用農産物の配送業務を運送事業者へ委託している。

木の花ガルテン 8 店舗は、開設以来、順調に販売金額を伸ばしており、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 1 年間における木の花ガルテン 8 店舗の販売金額は約 16 億 8684 万円である。

イ 直売用農産物を木の花ガルテンに出荷することを希望する者は大山農協に登録を行う必要があるところ、当該登録を行っている者 (以下「木の花ガルテンの出荷登録者」という。) は、平成 21 年 3 月末日現在、約 3,400 名であり、そのうちの大部分は大山農協の組合員以外の者である。木の花ガルテンの出荷登録者は、日田市及びその周辺地域に所在する農業者であるところ、後記(3)の日田市に所在する農産物直売所に直売用農産物を出荷することが可能な者のほとんどが木の花ガルテンの出荷登録者となっている。

ウ 大山農協は、木の花ガルテンの出荷登録者が木の花ガルテンに出荷した直売用農産物の販売を受託するとともに、木の花ガルテンの出荷登録者から、「出荷手数料」と称して、当該木の花ガルテンの出荷登録者が木の花ガルテンに出荷して販売した直売用農産物の販売金額の 22 パーセントに相当する額を収受することとしている。

エ (略)

(3) ア 主に日田市内で生産された直売用農産物を取り扱う農産物直売所として日田市に所在している施設は、平成 21 年 4 月 16 日より前は、木の花ガルテン大山店及び木の花ガルテンひた店のほか、日田市に本店を置く株式会社おおよま夢工房が運営する 1 店舗、日田市に主たる事務所を置く日田市民生活協同組合が運営する 3 店舗及び大分市に主たる事務所を置く大分県農業協同組合の日田地域本部が運営する 2 店舗の合計 8 店舗 (以下「既存農産物直売所 8 店舗」という。) であった。

既存農産物直売所 8 店舗の中で最も販売金額の大きな店舗は木の花ガルテン大

山店であり、その販売金額は平成20年4月から平成21年3月までの1年間に
おいて約4億7587万円である。

また、平成20年4月から平成21年3月までの1年間における木の花ガルテ
ン大山店及び木の花ガルテンひた店における直売用農産物の販売金額の合計は、
既存農産物直売所8店舗における直売用農産物の総販売金額の過半を占めていた。

イ(ア) 株式会社元氣家（以下「元氣家」という。）は、平成21年4月16日、日田
市内に「日田天領水の里元氣の駅」と称する農産物直売所（以下「元氣の駅」と
いう。）を開設して営業を開始した。

(イ) 直売用農産物を元氣の駅に出荷することを希望する者は、「元氣の会」と称す
る組織の会員（以下「元氣の会の会員」という。）にならなければならないとさ
れている。

(ウ) 元氣家は、元氣の会の会員が元氣の駅に出荷した直売用農産物の販売を受託
するとともに、元氣の会の会員から、「販売手数料」と称して、当該元氣の会の
会員が元氣の駅に出荷して販売した直売用農産物の販売金額の15パーセント
に相当する額を収受することとしている。

(4)ア 農産物に対する安全・安心志向の高まり等を受け、全国的に、農産物直売所の数
は年々増加しており、農産物直売所において取り扱われる直売用農産物の販売金
額も年々増加している。

イ 既存農産物直売所8店舗及び元氣の駅の9店舗（以下「9店舗」という。）にお
いては、主に日田市内で生産された直売用農産物を、生産者名を明示した上で販売
する方法が採られており、9店舗にとっては直売用農産物を多種類にわたってそ
ろえることが重要となっている。このような直売用農産物の中には、梅干し等の地
元の特産品であって青果市場には供給されていないため、9店舗でしか購入でき
ないものがある。

また、木の花ガルテン大山店、株式会社おおやま夢工房が運営する1店舗及び元
氣の駅の3店舗は、大分自動車道の日田インターチェンジから続く国道沿いに位
置していることから、観光客や自家用車で来店する一般消費者が多い。

ウ 多くの木の花ガルテンの出荷登録者にとって、木の花ガルテンは知名度が高く、
ブランド力が強いことなどから他の農産物直売所に比して集客力があること及び
木の花ガルテン大山店等の集荷場に直売用農産物を搬入すると木の花ガルテン8
店舗に当該直売用農産物が配送され店頭で陳列されるため販売機会が多くなるこ
とから、木の花ガルテンとの取引においては安定した収入が見込まれ、木の花ガル
テンは直売用農産物の重要な出荷先となっている。

2(1)ア 大山農協は、かねてから、木の花ガルテンの出荷登録者に木の花ガルテンと競合
する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせる方針を有しており、
これまでにも、木の花ガルテンと競合する農産物直売所が開設されるたびに、木の

花ガルトンの出荷登録者に対し、当該農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせてきた。このことから、大山農協の前記方針は、木の花ガルトンの出荷登録者に周知されている状況にあった。

イ 前記アの状況の下、元氣家は、元氣の駅を開設するに先立ち、地元の農業者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷するよう依頼した。これを受けて、大山農協は、当該依頼に応じて元氣の会の会員にもなった木の花ガルトンの出荷登録者（以下「双方出荷登録者」という。）の数を調査したところ、40名程度いることを把握した。

(2) 平成21年3月中旬ころ、大山農協は、元氣の駅が営業を開始すれば、木の花ガルトン8店舗の中で最も収益を上げている木の花ガルトン大山店の販売金額が25パーセント程度減少すると予想し、その結果、大山農協の木の花ガルトンに係る経済事業全体の運営に支障を来すおそれが生じると懸念した。このため、大山農協の代表理事、専務理事、理事兼大山部会の部会長（以下「大山部会長」という。）らは、元氣の駅の営業開始による木の花ガルトン大山店の販売金額の減少を防ぐための方策を検討したところ

ア 双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせること

イ その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルトンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを基本方針とすることとした（以下この基本方針を「本件基本方針」という。）。そして、本件基本方針について、後日、理事会に諮ることとした。

(3)～(5) (略)

3 大山農協が前記2の本件基本方針等に基づいて双方出荷登録者等に対して行った申入れ等の状況は、次のとおりである。

(1)～(6) (略)

4 前記3の大山農協の申入れ等の行為により、前記2(1)イの双方出荷登録者40名程度のうち、例えば、大山町の特産品である梅干しを元氣の駅に出荷しようとしていた5名中4名が出荷を取りやめるなど、19名が元氣の駅に直売用農産物を出荷することを取りやめ、また、2名がこれまで継続して行ってきた木の花ガルトンへの直売用農産物の出荷を取りやめた。

5 前記3及び4により、元氣家は、元氣の駅を運営するために必要な量の直売用農産物を確保することが困難な状態となっており、近隣の青果市場を通じて直売用農産物でない農産物を仕入れざるを得なくなり、更には大山町の特産品である梅干しを目玉商品とする催事を中止せざるを得なくなるなど、元氣の駅の運営に支障を来している。

(注) 下線は当方による。